

世界

昭和三十一年六月二十八日
第三二六八号
国鉄特別郵便物認可
（毎月一回一日発行）

第 174 号

昭和 35 年 6 月

軍備の撤廃か 恐怖の管理か 渡邊 誠 毅

軍縮の経済的可能性と現実性 豊崎 稔

〈対談〉三池の闘いをみつめて 向坂逸郎 大内兵衛

三 池——その闘いと教訓 清水 慎三

「国民感情」ということ 中野重治

静かな請願の底に 荒瀬 豊

新条約への新たな疑惑 津田達夫

競争的共存のゆくえ G・スタイン

南アフリカの暴動と白人たち A・ロ・ス

物と人間と社会 加藤周一

〔座談会〕我々は中国人に何をしたか

谷川徹三 藤田 茂 五十嵐基久 国友俊太郎

キューバの革命が啓示するもの SDボヴォワール

日本の潮、若松とミナト、佐子カズミキ

岩 波 書 店

6.

日本の潮 4

骨抜きになった原子力災害法

暴力が結びついて一番悪い結果をもたらすのは政治の場合だろう。はじめに紹介したこの一年間ほどの暴力をみると、保守党の政策の線にそって動いているのが最近の特徴になっている。つまり、第二次的院外団の役目を果たしているわけである。これを「思想ではなく、資金と暴力エネルギーの交換というドライな関係だ」と中村哲氏（『朝日』四・二〇）はいうが、藤原弘達氏は「本質的には権力が暴力的な下請団体をやとして使いだしたということ、その傾向が最近さらに強まった点が問題だ」（同上）と指摘する。たしかに最近の暴力は、安保改定阻止という国民の意志表示が具体的に現れるたびに、これに水をかけ、抑圧する形で現れている。このような暴力が横行することは、労組などの大衆組織と密着していない保守政党が、結果的には、暴力的組織を使っているといわれても仕方がないのではあるまいか。このような暴力の芽を、いまにしてつまないならば、また戦前のような暗い時代がこないとも限らない。このような動きの一つとして最近兵庫県が坂本知事を先頭として暴力追放に立上っているのは注目すべきことであろう。

三月中旬の各紙は一斉に、懸案の「原子力損害賠償に関する法律案が大蔵当局と原子力局との間で了解に達したことを伝えたが、その紙面は一見きわめてちぐはぐなものだった。例えば、三月十五日付の『読売』は「大蔵省折れる」という見出しで、原子力委員会の主張する国家補償が通ったと報道しているのだが、三月二十七日の『毎日』は「国家賠償消える」という見出しで「原子力委員会が主張してきた『国家補償』は消えている」とのべている。

このちぐはぐさは、近く国会で審議がはじまるこの法案のもつあいまいさをそのまま反映したものだといってもいいのだが、それはあとにするとして、まずこの法案の成立経過をふりかえってみよう。

原子力委員会がこの問題に手をつけたのは一昨年秋である。同年十月に基本方針をきめたあとで、我妻東大名誉教授を部会長とする「原子力災害補償専門部会」というのができて、諸外国の例などの検討をはじめた。よろず外国依存の原子力で、この災害補償問題に原子力委員と産業界が取組みはじめたのも、元をたせばやはり舶来の旋風に端を発している。というのは、事はやや旧聞に属するが、一昨々年つまり昭和三十三年末、当時日英間で交渉中だった動力協定（原子力発電所を輸入するための国家間協定）に英国側から突然「免責条項」というものを挿入したいと申入れてきた。その内容は「英国が日本へ輸出する原子燃料から生ずる事故については英国政府は一切責任をもたない」というもの、その上「原子力発電はまだ危険皆無とはいえない段階」（同年十二月衆院科学技術特別委議事録）という丁寧な証明がついていた。そのわずか二ヵ月前ウィンズケール原子炉で世界最初の重大事故を

氷上英廣・野口

ベルジ

全8巻

第一回配本

1 歴史

一人間運

2 ドストエフ

3 人間の運命

4 孤独と愛と

5 精神と現

6 神と人間と

7 ロシア共産

8 わが生

各四六判布装入

東京神田小川町3 白

<第7回配本>

評語

既刊 6

東京神田小川町二
振替東京一六五七六六

筑摩書房

おこし数億円の公衆損害を生じたばかりの英国としては、この免責条項は一步もゆずれないわけだったし、他方日本側では原子力発電は「絶対安全で経済的」(同上)として動力協定の締結を急いでいた矢先のことで、ちょっと虚をつかれた形で、社会党や学界の総攻撃を食い、新聞を賑わした。

結局、免責条項は「国際通念」で原子炉の危険性とは無関係という苦しい説明で切りぬけ、三十三年六月に日英動力協定は調印されたが、この騒ぎを契機として我國の原子力委などもしるし原子力災害補償問題に取組む気配を示しはじめた。原子力委員有沢広巳氏はいみじくも、「原子力災害補償制度は原子力開発に伴う必要悪」(『アトム』誌別冊、NO3、七十頁)とのべているが、この「必要悪」の解決のため大げさなスタートをしたわけである。

こう書いてくると、いかにも原子力災害補償問題は原子力輸入に伴って必然的に入ってきた「必要悪」であるかのような印象をうけるのだが、諸外国の状況をしらべてみると、それはちょっと的はずれた逆うらみのようにみえる。

外国の例と 原子力開発の先進国である米国は、この災害補償問題は反対にも最も早くから手をつけている。一九五四年それまで政府が独占的に開発してきた原子力の分野に民間産業の協力をはじめて招請したとき、民間産業界の経営者はこそって次のようにいったものだ。「国家の将来のエネルギー源としての重要性とか、ソ連に負けぬよう国家の威信をかけて原子力発電開発を急ぐとかいうのなら喜んで協力する。だが、それには条件がある。原子炉が万一の事故をお

こしたら、とても民間事業者では賠償しきれないほどの公衆損害を生ずるだろう。そのときは国家が補償をするというはっきりした法律をあらかじめつくってくれるのでなければ、我々は原子力発電から手を引くほかはない。」これは、当時ゼネラル・エレクトリック社副社長だったマッキューン氏(現在米国原子力産業会議会長)が、五七年三月米議会原子力合同委で産業界を代表し正面きって政府に要求した言葉として有名な話である。

このような産業界の強硬な要求におされて、紆余曲折はあったが、一九五七年にはアンダーソン・ブライス法というのが議会を通過成立した。これによれば、原子炉設置者はその出力、型式、立地条件に応じ、万一のときに賠償に当てるための賠償責任保険を一定額かけることを要求されるが、その保険額をこえるような事故が万々一発生したときには政府が一件五万ドル(千八百億円)までの賠償を支払うことを定めている。と同時に、そんな事故を未然に防ぐための原子炉安全審査機構も、この法律制定を機に一段と充実され、原子力開発の推進役たる原子力委とは独立の原子炉安全諮問委が原子力委と並行して審査を行い、審査結果はすべて公表されることになった。このように米国はじめ諸外国では、国家の必要上技術的に未成熟な原子力発電を急いで開発するということと、災害補償制度とが政策的に完全に表裏一体をなしている。

原子力開発や原子力発電所設置が、ほとんどすべて国家的機関で行われている英国においても、五七年のウィンズケール大事故を契機としてにわかに災害立法が行われることになり、原子炉設置者は公衆に

対する賠償の準備として一原子炉当り五百万ポンド(五十億円)の賠償責任保険をかけねばならず、それをこえる事故が生じたときは必ず議會を開いて国家補償などをその都度責任をもってきめることになっている。あとこのべるように、わが国の場合は、表面上は英国の方式に似ているが、大型原子炉の設置が、原発という一つの営業用原子炉に似ていない民間会社によって行われようとしている点、賠償責任保

ないともいえない。むしろ、英国から導入されることになっていいる原子炉が非常に多くの危険性をもっていることは、昨年末の「坂田書簡」問題で記憶に新しいことである(本誌三五年一月「日本の潮」参照)。原子力委でも、災害補償体制を立案するに当たっては、大事故の際の被害規模の推定を行なった模様で、ある程度の数字も持っているといわれるが、一般への影響を慮ばかってか一切発表されていない。いまのところ、このような被害推定として発表されているのは、米

て政府が独断的に開発してきた原子力の分野に民間産業の協力をはじめて招請したとき、民間産業界の経営者はこぞつて次のようにいったものだ。「国家の将来のエネルギー源としての重要性和か、ソ連に負けぬよう国家の威信をかけて原子力発電開発を急ぐとかいふのなら喜んで協力する。だが、それには条件がある。原子炉が万一の事故をお

に対する賠償の準備として一原子炉当り五百万ポンド（五十億円）の賠償責任保険をかけねばならず、それをこえる事故が生じたときは必ず議会を開いて国家補償などをその都度責任をもってきめることになっている。あとでのべるように、わが国の場合は、表面上は英国の方式に似ているが、大型原子炉の設置が、原電という一つの営業用原子炉しかもない民間会社によって行われようとしている点、賠償責任保険の金額をこえる事故が生じたときも、国家補償ではなく議会が定める範囲内で単に国が原子炉設置者を「援助する」というあいまいな内容となっているかたちからも、中味は全くちがうといつてもいいくらいのものである。西ドイツ・スイスなどもそれぞれ国家補償を定める同様な法律を最近施行している。ところで、おくれればせながら、日本でも近く国会で審議されようとしている「原子力損害賠償に関する法案」なるものの内容はどんなものだろうか。

何兆円にもなり そのまえに原子炉事故がどれくらいの公衆損害をうる原子力災害 生じうるかを簡単にのべておこう。最近東海村で着工された英国型発電炉位の大きさの炉が運転をはじめると、その原子炉中には約数億キュリーの放射能が蓄えられることになる。数億キュリーといつてもなじみの薄い数字だが、医者の治療に使うラジウムの数百トンに相当する放射能であり、又ストロンチウムの量でいえば原爆百発分くらいの量だといえ、そのおそろしさが実感を伴ってくる。こんな大量の放射能をもっているだけに、原子炉の設計には十二分の注意が払われており、減多なことでは外部に放出されたりしないようになっている。だが何分にも未経験の分野であるだけに、絶対的

にないともいえない。むしろ、英国から導入されることになっている原子炉が非常に多くの危険性をもっていることは、昨年末の「坂田書簡」問題で記憶に新しいことである（本誌三五年一月「日本の潮」参照）。原子力委でも、災害補償体制を立案するに当たっては、大事故の際の被害規模の推定を行なった模様で、ある程度の数字も持っているといわれるが、一般への影響を慮はかってか一切発表されていない。

いまのところ、このような被害推定として発表されているのは、米原子力委員会が一九五七年に前記災害立法の参考のためにまとめた研究報告『大型原子力発電所の事故の理論的可能性と結果』というのがあるだけである。それによると、数億キュリーの放射能の大体半分が、万一外氣中に発散されて風にのって公衆地域に散らばったとすると、天候などの条件で被害は著しくちがうが、最悪時には三千人位が死に、被害額は二兆五千億円にも達すると推定されている。もちろん日本の場合には地理的条件や人口条件などのちがいがそのままの数字は使えないし、またこんな大事故のおきる可能性は極めて小さいと考えられるが、とにかく原子力による災害のこわさはこの数字で充分想像できるであろう。

ヤブ蛇恐れて また原子力委員会も最初はわりにすじの通った要綱骨又キとなる を打ち出していた。つまり、①事故によっておこる公益の災害の責任はすべて原子炉を所有する原子力事業者に負わせる。②その損害に対する補償は第一に事業者に五十億円の保険をかけてこれで払わせる。③この保険ではカバーできない地震などが原因の事故や、損害が五十億以上になったときは、国家補償で国が事業者

原子力開発や原子力発電所設置が、ほとんどすべて国家的機関で行われている英国においても、五七年のウィンズケール大事故を契機としてにわかに災害立法が行われることになり、原子炉設置者は公衆に

に必要額を交付して被害者に支払わせる。④紛争処理などのため「賠償処理機関」をつくる。以上の四点を骨子とする構想をもって関係官庁と事務折衝に入ったのだが……。

まず大蔵省から横やりが入った。「民間企業体がその事業をやるからには利潤を追及するためだろう。そうならば万一の危険の責任などはすべてその事業者が負うべきで、それを国家が補償するというのはおかしい」というのである。わずか数ヵ月まえに、「安全性も経済性も充分」として原子力炉に許可を与えたばかりの原子力当局者としては、これにはぐうの音もでない形となった。大蔵省の主張はそのかぎりでは一応理屈が通っているのに、諸外国における最近の原子力開発の低滞などと結びつけて、かえって大蔵省の主張を支持する新聞社説（『東京』三月六日）まで現われた。

一方原子力委は、あとにひけない理由をもっていた。その一つは、昨年原電が輸入した英国炉の東海村設置許可を強行したとき以来、中曽根原子力委員長が地元民に対して災害補償体制の早急整備をくりかえし確約してしまっているという事実、また斯界の大御所までかつぎだして二年越しに検討してきたこの法案が今国会に提出できないということになれば例によって原子力委の「面子問題」がもち上るおそれがある。その上、原子力研究所が米国GEから輸入することになって、電気出力一千万KWの発電試験炉の契約に関連して、災害の起った場合に、メーカーのところまで責任が追求されないように、補償体制をはっきりしなければ契約をしないといっている。このような外国メーカーからの圧力もあることである。このようなわけで、原子力委側

は「強行」の手しかない立場にあった。

原子力委の後押し役の原子力産業界側からみれば、この問題はもっと厄介なものを含んでいる。いままでは「原子力発電はすでに実用段階」という主張一点張りで英国発電炉導入を押してきたものの、この災害補償問題から原子力発電の本質論にまで発展しようものならば、それこそ文字通りヤブ蛇である。すなわち、もしこの問題が紛糾し、そんなものは国営でやるべしという論がまたまた擡頭してくるおそれが充分にあったからである。

法律自体としても、原子力産業界にとってはこの深刻な問題をほらんでいる。もし原子力発電所や原子力炉を設置する事業者が無制限の責任を負わされるならば、民間事業にとっては原子力は全く色あせた魅力のないものになる。その上災害補償問題は、原子力産業の内輪もめを生じかねない問題も含んでいる。たとえば事故が設備類の欠点から生じた場合は、原子力発電事業者がメーカーに求償できるかどうかも大きな問題だ。また賠償責任保険にしても、保険業界から見ればこのような未経験な保険料金は高くしたいし、それでは事業者が困るといった具合である。このような条件のもとで、原子力委側の運動は実にひそやかに開発された。原子力産業会議などは代議士などを動かし、大蔵はじめ関係官庁にお百度をふんだし、と同時に原子力産業界内部の調整もひそかにつづけられたようである。この間の成りゆきは、ほとんど新聞紙面にあらわれていないので詳細は不明に近い。

いずれにしてもスネに傷をもった形の原子力委側は、財布を握った大蔵側にいのように譲歩させられてしまい、結局は名を取って実を捨

てくる数回にわたって進められてしまったのだが、原子力炉設置地の地元民への安否を考えると、そうはいえず、三月二十四日中曽根原子力委員長は、原子力の災害補償措置は大きく前進した（各紙）といった談話を記者会見で述べてしまった。

上りつつかあるといっているかもしれない。名目だけの法律ができて原子力委の面子がたったただけだし、大蔵はいい迷惑だということになる。このように誰にも喜ばれない法律が国会にお目見えしたわけだが、法律の内容自体のほかにまだ問題は山積している。すでに放射能の恐し

うことになれば例によつて原子力委員の「面子問題」がもたらされるおそれがある。その上、原子力研究所が米国GBから輸入することになっている電気出力一万KWの発電試験炉の契約に関連して、災害の起つた場合に、メーカーのところまで責任が追求されないように、補償体制をはっきりしなければ契約をしないといっている。このような外国メーカーからの圧力もあることもある。このようなわけで、原子力委員会

てる破目においこまれてしまったのだが、原子炉設置地の地元民への空約束を考えれば、そうはいえず、三月二十四日中曽根原子力委員長は、「原子力の災害補償措置は大きく前進した」（各紙）といった談話でお茶をにごしてしまつた。

だれも喜ばな こんな経緯で文字通り形骸となつた法案は近く国会の奇妙な法律で審議に入るが、この法律ではつきりするのは、原子力災害の責任は原子力事業者がすべてを負う」という一点に尽きるといってもよい。法律の前文に「公衆の保護と事業の発達のため」とあるが、これは法の精神をうたつたものではあつても、内容ではほとんど裏づけられていない。さらに大事故がおきたときは「国会に報告する」とか「国会の認める範囲で事業者の賠償措置を「援助」する」とかのべているが、被害額が五十億円を超えるような場合に国会が取上げるのは当然で、何も法律を必要としないことといえるであらう。

それよりも公衆側にとつて困つたことは、この法律で「責任は一切事業者に」などと決められたばかりに当然取れる損害賠償もとれなくなる場合がおきるかもしれない。原子力事業者からみても、五十億円以上の被害が生じたときはどうなることか、そのときになつて国会の決定をみるまではわからない。こんなことでは、原電のような他に財産や収入のない事業者は別として、原子炉をもつものはなくなるであらう。話はちよつと脇道にそれるが、そういう眼でみれば、実際いま原子炉を建設乃至計画している民間の会社や研究所は、すべて親会社とは別組織ないし共同出資の形の、賠償能力からみれば弱体組織ばかりである。事業者側の方には、すでに一種の事故責任回避体制が出来

ひてやかに開発された原子力産業をめぐって、同時に原子力産業界内部の調整もひそかにつづけられたようである。この間の成りゆきは、ほとんど新聞紙面にあらわれていないので詳細は不明に近い。

いずれにしてもスネに傷をもつた形の原子力委員は、財布を握つた大蔵側にいのように譲歩させられてしまい、結局は名を取つて実を捨

上りつつあるといつていいかもしれない。名目だけの法律ができて原子力委員の面子がたつただけだし、大蔵はいい迷惑だということになる。

このように誰にも喜ばれない法律が国会にお目見えしたわけだが、法律の内容自体のほかまだ問題は山積している。すでに放射能の恐しさは日本国民の経験すみのところであり、原子炉の大事故がおきては金銭的な賠償だけで片づく問題ではない。病氣と放射能との関係を科学的につきとめることも容易ではないから、実際にはよほど管理体制が整っていないければ、保険がかけてあつても、実際に公衆に支払われるかどうか疑問である。また事故を未然に防ぐ原子炉安全審査の機構も不満足であるという批判が、社会党や学術会議などでは強く打出されてくる（学術会議二月二十四日シンポジウムなど）。衆院科学技術特別委員長村瀬代議士（自民）は水戸で「ぜひ本国会を通したい」（朝日）三月二十二日と述べ、「いずれは地元民の定期検診や健康管理もしたい」（同上）と語っているが、これも本末顛倒の発言のようにきこえる。

原子力災害補償法規は以上のような複雑な背景をもつものだけに、諸外国でも議会は議論百出、修正案が続出するのが通例である。米國と西独とでは法案成立に約三年を要し、共に三次改正案でやっと可決をみている。イギリスでも二年、スイスでも三年近くかかっているし、他の各国ではまだ検討中である。こと人命に関するだけに、我が國でも拙速をとらず充分の論議をたたかわせて公衆の安心できる体制をつくつてほしいものである。